

## 個人情報保護審議会答申の概要

答申第 166 号（諮問第 202 号）

件名：本人の言動が記載されている文書等の不開示決定に関する件

### 1 開示請求

平成 24 年 10 月 12 日等

### 2 原処分

平成 24 年 11 月 30 日等（不開示決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本人の言動が記載されている文書等に係る自己情報開示請求について、開示請求の目的や動機が文書開示以外にあると判断されるもので、不適正な目的で開示請求がなされており、条例が予定する開示請求を逸脱していると判断されるため及び愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。（以下「条例」という。）第 16 条第 1 項第 2 号に定める「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載が不十分であり、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されないため、不開示とした。

### 3 異議申立て

平成 24 年 12 月 6 日等

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 3 年 2 月 15 日

### 5 審議会の結論

教育委員会が、自己情報開示請求について、不開示としたことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### （1）判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、異議申立人及び実施機関のそれぞれの主張を踏まえ、以下判断するものである。

#### （2）補正非応答について

ア 実施機関によれば、異議申立人による別表の分類 1（以下「分類 1」という。別表の「分類 40」も同様とする。）から分類 40 までの保有個人情報の開示請求は、

合計 12,823 件（開示請求書提出数。以下同じ。）であり、その全部について同表の 4 欄に掲げる日付で 2 度にわたり補正を求めたが、補正がされなかつたため、補正非応答による不開示決定をしたとのことである。

また、本異議申立案件に係る開示請求がなされた期間である平成 24 年 10 月 12 日から平成 27 年 4 月 6 日までの約 2 年 6 か月の間に異議申立人から実施機関に対して提出された自己情報開示請求は分類 1 から分類 40 までのほか、個別に決定した 13 件を加えると 12,836 件であり、同期間に提出された行政文書開示請求を加えると 52,887 件に達することである。

さらに、異議申立人の開示請求は、1 枚の開示請求書に複数の項目を列挙して種々の保有個人情報の開示を求めたり、複数の本庁の課や複数の愛知県立学校等が管理する文書を横断的、網羅的に請求の対象にしたりすることも多いことから、開示請求の項目数は開示請求の枚数をはるかに上回るものであり、当然これに付随して開示請求の対象となる保有個人情報も極めて大量となっているとのことである。

このように極めて大量の保有個人情報を対象とする膨大な数の開示請求が繰り返される状況下においては、対象となる保有個人情報の特定が不十分な場合にとどまらず、請求内容が不明確であったり、形式的にはあまりにも大量の保有個人情報が請求対象保有個人情報に該当してしまうような場合にも、実施機関が開示請求書の補正依頼を行い、これによって異議申立人の真意を確認したり、真に必要な保有個人情報に対象を絞ってもらうよう要請するといった働きかけをすることも許容されるというべきである（名古屋地裁平成 25 年判決及び同控訴審平成 25 年判決）。

当審議会においては、このような観点から分類 1 から分類 40 までの保有個人情報の開示請求について実施機関が補正を求めたことの合理性及び補正非応答により不開示決定したことの妥当性を以下検討する。

#### イ 請求内容について

実施機関によれば、異議申立人による分類 1 から分類 40 までの保有個人情報の開示請求は、請求項目数だけでも極めて大量の開示請求が短期間になされているのに加え、それまでの自己情報開示請求に対する補正通知について、全く補正がなされないばかりか、その補正通知に添付された開示請求一覧を新たな開示請求書に添付することでもって、当該一覧の請求項目を再度請求するもの、あるいは請求内容が重複するもの、対象範囲が広範かつ曖昧に過ぎるもの、その内容からどのような文書を請求したいのか読みとることが困難なもの、請求対象所属が管理するほとんど全ての文書を請求対象とするような包括的なものであったとのことである。

当審議会において請求内容を確認したところ、実施機関が主張するとおりであ

り、いずれの請求も請求内容が不明確であるか、形式的にはあまりにも大量の保有個人情報が請求対象保有個人情報に該当してしまうものであることが認められた。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、真に必要な保有個人情報に対象を絞るよう要請するといった働きかけをするため補正を求めたことは不合理とはいえない。

実施機関は別表の4欄に掲げる日付で2度にわたり補正を求めたが、異議申立人は何らの回答をしていないことから、分類1から分類40までの保有個人情報の開示請求について、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

(3) 開示請求一覧等を別紙として添付した開示請求の権利濫用該当性について

ア 開示請求の内容及び目的や態様について

当審議会において確認したところ、分類1から分類40までの保有個人情報の開示請求12,823件のうち1万件を超える開示請求については、開示請求書に別紙として開示請求一覧等を添付した開示請求であることが認められた。

これらの大半は、異議申立人の複数の開示請求について実施機関が開示請求一覧を作成し、それを添付して異議申立人に補正を求めたところ、異議申立人が、補正を求める通知に添付されていた開示請求一覧を別紙として添付して再度開示請求を行ったものであることが認められた。また、中には不開示決定通知書に添付されていた開示請求一覧を別紙として開示請求を行ったものや補正を求める通知そのものを別紙として開示請求を行ったものもあることが認められた。さらに、これらの請求に対して実施機関が再度開示請求一覧を作成し、それを添付して補正を求めたところ、異議申立人が、再度の補正を求める通知に添付されていた開示請求一覧を添付して新たに開示請求をしているものもあることが認められた。

これらの入れ子のような開示請求は、実施機関が作成して異議申立人に送付した開示請求一覧等をそのまま開示請求書に添付することにより、実施機関が補正を求めた請求内容等と同一の内容を何度も繰り返し請求するものである。これは、異議申立人が補正の求めに応じなければ開示されないことが明らかであるにもかかわらず、補正の求めに応じることなく開示請求一覧等を添付して請求するものである。このような請求の内容及び態様に照らすと、異議申立人は真に保有個人情報を閲覧する目的で開示請求を行っていたわけではないと言わざるを得ない。

イ 業務への支障及び県民一般の被る不利益について

当審議会において請求内容を確認したところ、開示請求書に添付されている別紙には多数の項目が列挙され、多数の保有個人情報の開示を求めていることが認められた。また、これらの請求のうち、複数年度に及ぶ期間を対象とした請求や、多数の課室や愛知県立学校等が管理する文書を対象とした請求が大半を占めてお

り、開示請求の対象となる保有個人情報は極めて大量であることが認められた。

実施機関が仮にこれらの開示請求に応じた場合、対象保有個人情報の探索、不開示情報の精査及びマスキング作業に膨大な時間と費用が必要となるため、実施機関の円滑な業務遂行に著しい支障が生じることになる。

また、その結果として、業務の受益者たる県民一般は、受益の機会が相当程度遅れる可能性があることは否定できない。

ウ このような開示請求の目的や態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障、県民一般の被る不利益等を勘案すると、個人情報の開示を請求する権利が最大限尊重されるとしても、開示請求一覧等を別紙として添付した開示請求を繰り返す行為は社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものであることから、権利の濫用に該当する。

#### (4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するものであるが、これら異議申立人の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### (5) 今後の対応について

前記(3)のとおり、補正を求める通知に添付されていた開示請求一覧等を別紙として添付して約2年6か月の間に1万件を超える請求を繰り返す行為は、条例の定める開示請求の趣旨から乖離するものであり、開示請求としての矩を踰えている。実施機関がこのような開示請求に応じて膨大な時間と費用を費やせば、県民一般は不利益を被る結果になる。

今後は、前記(3)のように補正を求めるために実施機関が作成して送付した文書をそのまま添付して大量の開示請求がなされた場合は、補正を求めても補正に応じないことは明らかであり、また真に保有個人情報を閲覧する目的で開示請求を行っているわけではないと認められることから、再度の補正を求めることなく、権利濫用により不開示決定することが許容されるものである。

#### (6) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 略